

水質汚濁防止法による化学的酸素要求量に係る総量規制基準

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定により、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成29年9月1日から施行し、水質汚濁防止法による化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成24年神奈川県告示第98号）は、平成29年8月31日限り廃止する。ただし、同年9月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされる特定施設（指定地域特定施設を含む。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に法第5条の規定による届出がされる特定施設（指定地域特定施設を含む。）の設置により新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）を除く特定排出水の量に係る C_c 、 C_{co} 、 C_{ci} 及び C_{cj} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、平成31年3月31日までの間は、なお従前のおりとする。

1 適用する水域

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号ニに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

法第2条第6項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量（以下「日平均排水量」という。）が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

番号	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
2	昭和55年7月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次項から22の項までに掲げるものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

3	<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
4	<p>昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
5	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。）の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった事業場（昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
6	<p>昭和57年改正政令の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった事業場（昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。）の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
8	昭和63年改正政令の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
10	平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年4月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
12	平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

	場となった工場又は事業場	
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号。以下「平成9年廃掃法改正令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
14	平成9年廃掃法改正令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年4月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
16	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年6月17日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
18	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年3月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

19	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
20	平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年7月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
22	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

備考 この表に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 C_{cj} 、 C_{ci} 、 C_{co} 、 Q_c 、 Q_{cj} 、 Q_{ci} 及び Q_{co} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_c 別表化学的酸素要求量の欄(1)に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{cj} 別表化学的酸素要求量の欄(3)に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{ci} 別表化学的酸素要求量の欄(2)に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{co} C_c と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_c 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q_{cj} 平成3年7月1日（12の項にあっては同年10月1日、14の項にあっては平成10年4月1日、16の項にあっては同年6月17日、18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては平成13年7月1日、22の項にあっては平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（平成3年7月1日（12の項にあっては同年10月1日、14の項にあっては平成10年4月1日、16の項にあっては同年6月17日、

18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては平成13年7月1日、22の項にあっては平成24年5月25日)以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

Q_{ci} 昭和55年7月1日(4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては昭和63年10月1日、10の項にあっては平成3年4月1日)から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(昭和55年7月1日(4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては昭和63年10月1日、10の項にあっては平成3年4月1日)から平成3年6月30日までの間に設置される指定地域内事業場にあつては、特定排出水の量(Q_{cj}を除く。))(単位 1日につき立方メートル)

Q_{co} 特定排出水の量(Q_{cj}及びQ_{ci}を除く。)(単位 1日につき立方メートル)

附 則

- 1 この告示は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 令和4年12月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされる特定施設(指定地域特定施設を含む。)の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に法第5条の規定による届出がされる特定施設(指定地域特定施設を含む。)の設置により新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)を除く特定排出水の量に係るC_c、C_{co}、C_{ci}及びC_{cj}の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、令和6年3月31日までの間は、なお従前のおりとする。

別表

番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)			備考
		(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量(以下「平成8年9月1日以前の特定施設に係る量」という。)にあっては、化学的酸素要求量の欄(3)の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業				
9	寒天製造業	55	55	55	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)				
12	冷凍水産物製造業	40	40	30	
13	冷凍水産食品製造業				
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)				
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味そ製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うま味調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業				
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業				
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30	
30	植物油脂製造業				
31	動物油脂製造業				
32	食用油脂加工業				
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	50	50	40	
34	穀類でんぷん製造業				
35	めん類製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚げ製造業				

38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	20	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業				
44	清酒製造業				
45	蒸留酒・混成酒製造業				
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	
47	配合飼料製造業				
48	単体飼料製造業				
49	有機質肥料製造業				
50	たばこ製造業				
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	30	30	30	
55	繊維工業（51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	75	75	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの				
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの				
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの				
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	30	30	接着機洗浄水を循環するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	

77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	70	70	70	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量の欄(1)の値は、80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	20	20	15	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	25	25	15	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60	

97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50	
101	製版業				
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業				
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）				
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業				
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。

110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳重合合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	40	

115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	<p>(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、同工程に係る1日当たりの特定排出水の最大の量が2,500立方メートル以上の場合、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とし、同工程に係る1日当たりの特定排出水の最大の量が2,500立方メートル未満の場合、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、415、210、210とする。</p> <p>(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。</p> <p>(3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。</p>
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。

120	プラスチック製造業	30	30	30	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	

128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業				
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量の欄(3)の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業				
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業				
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業				
158	ガラス製加工素材製造業				
159	ガラス容器製造業				
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業				
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業				

162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50		
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30		
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10		
165	生コンクリート製造業					
166	コンクリート製品製造業					
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）					
168	黒鉛電極製造業	20	20	20		
169	砕石製造業					
170	鉱物・土石粉碎等処理業					
172	うわ薬製造業					
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。	
175	フェロアロイ製造業	20	20	20		
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10		
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20		
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）					
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）					
181	冷間ロール成型形鋼製造業					
182	鋼管製造業					
183	伸鉄業	10	10	10		
184	磨棒鋼製造業					
185	引抜鋼管製造業					
186	伸線業					
187	ブリキ製造業	20	20	20		
188	亜鉛鉄板製造業					
189	めっき鋼管製造業					
190	めっき鉄鋼線製造業					
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10		
192	鍛鋼製造業					
193	鍛工品製造業					
194	鋳鋼製造業					
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。）					
196	鋳鉄管製造業					
197	可鍛鋳鉄製造業					
198	鉄粉製造業					
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）					
200	非鉄金属製造業					
201	電気めっき業	(1) 日平均排水量400立方メートル以上の工場	40	40	40	
		(2) 日平均排水量400立方メートル未満の工場	60	60	40	

202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	10		
203	一般機械器具製造業	10	10	10		
204	電子回路製造業	20	20	20		
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電子機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	10	10	10		
206	輸送用機械器具製造業	15	10	10		
207	精密機械器具製造業	10	10	10		
208	ガス製造工場	20	20	20		
209	下水道業	20	20	20	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものについては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とする。	
210	空瓶卸売業	30	20	20		
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	30	30	20		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30		
213	飲食店	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものについては、化学的酸素要求量の欄(1)(2)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30とする。	
214	宿泊業					
215	リネンサプライ業	40	40	30		
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）					
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60		
219	自動車整備業	20	20	20		
220	病院	30	30	30		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	(1) 建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,001人以上のものうち平成18年1月31日までに設置されたもの	30	30	30	
		(2) 建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下のものうち平成18年1月31日までに設置されたもの（(3)に係るものを除く。）	40	30	30	

		(3) 建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下のものうち昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの	40	40	30	
		(4) 平成18年2月1日以後に設置されるもの(5に係るものを除く。)	30	30	30	
		(5) 平成18年2月1日以後に設置されるものうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	15	15	15	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	(1) 昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの	70	70	40	し尿のみを処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、90、40とする。
(2) 平成18年1月31日までに設置されたもの(1に係るものを除く。)		50	50	30	し尿のみを処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、40とする。	
(3) 平成18年2月1日以後に設置されるもの		30	30	30		
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		40	30	20	(1) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたもの(1に掲げるものを除く。)にあつては、化学的酸素要求量の欄(2)の値は、40とする。
224	ごみ処理業		30	30	30	

225	廃油処理業		20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	20	
227	死亡獣畜取扱業		40	40	40	
228	と畜場					
229	中央卸売市場		20	20	20	
230	地方卸売市場					
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）					
232	前各項に分類されないもの	(1) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水（221の項及び222の項に係るものを除く。）	40	30	30	
		(2) ドラム缶更生業（修理のものを含む。）・ドラム缶洗浄業	20	20	20	
		(3) 上水道業・工業用水道業（自家用工業用水道業を含む。）	10	10	10	
		(4) (1)から(3)までに分類されないもの	20	10	10	